

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会  
配布資料準備業務委託契約書（案）

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「委託者」という。）と〇〇（以下「受託者」という。）とは、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会配布資料準備業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 委託者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

- （1）委託業務名 いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会配布資料準備業務
- （2）委託業務の内容 別添の仕様書のとおり
- （3）実施期間 この契約の締結の日から令和元年10月25日（金）まで

（委託業務の実施）

第2条 受託者は、委託業務を実施するに当たっては、別添の仕様書に従って行わなければならない。これらに変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、受託者は、委託業務の実施方法について、委託者の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円）とする。

（再委託の制限）

第4条 受託者は、委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ委託者の承認を受けなければならない。

（契約保証金）

第5条 委託者は、受託者が納付すべき契約保証金を免除する。

※財務規則の規定を満たす場合のみ。満たさない場合、相応の契約保証金納付を要する。

（かし担保）

第6条 受託者は、納入した成果品に隠れたかしがあったときは、この契約を履行した日から6か月は、これを無償で手直しし、補強し、又は良品と取り替えなければならない。

2 受託者は、委託者に対して前項に規定するかしにより生じた損害を賠償しなければならない。

（報告書の提出）

第7条 受託者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

（検査）

第8条 委託者は、前条の規定により委託業務完了報告書の提出があったときは、提出の日から10日以内に検査する。

2 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく、補正を行い、補正完了報告書を委託者に提出しなければならない。

3 第1項の規定は、前項においても準用する。

(委託料の支払い)

第9条 受託者は前条第1項の検査に合格したときは、委託者に委託料の請求ができる。

2 委託者は、前項に規定により発行された適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(委託業務の中止等)

第10条 受託者は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を委託者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 委託者は、前項の文書が提出されたときは、受託者と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

(秘密の保持)

第11条 受託者は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(帳簿等)

第12条 受託者は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から5年間保存するものとする。

(実地調査等)

第13条 委託者は、必要があると認めたときは、受託者の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の状況について実地に調査できるものとする。

2 受託者は、委託者から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに委託者に報告するものとする。

(改善の指示等)

第14条 委託者は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を受託者に指示することができるものとする。

(事情変更による解除)

第15条 委託者は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

(解除等)

第16条 委託者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がこの契約又はこの契約に基づく委託者の指示に違反しているため契約の目

的を達成することができないと委託者が認めたとき。

(2) 受託者がこの契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと認めたとき。

(3) 受託者が茨城県暴力団排除条例(平成 22 年茨城県条例第 36 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者は委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

3 第 1 項の規定による契約の解除により委託者に損害が生じた場合において、当該損害額が前項の違約金の額を超えるときは、受託者は同項の違約金のほか、その超える額を委託者が算定するところにより、委託者に支払わなければならない。

(著作権)

第 17 条 受託者がこの委託業務により取得した著作権は、委託者が承継するものとする。

(協議)

第 18 条 この契約に定めるもののほか、委託業務の遂行に関し必要な事項は、委託者受託者協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、委託者受託者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和元年 月 日

委託者 水戸市笠原町 978 番 6

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会

会長 大井川 和彦

受託者 (住所)

(氏名)